

令和8年度川西市フリースクール等利用支援補助金募集要項

1 趣旨

学校に通うことが困難な不登校児童生徒（※）が、学習活動等を実施する場としてフリースクール等を利用するために、その保護者に対して利用料を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。

※不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた児童生徒

2 補助対象者

補助金の交付を受けることができるのは、次に掲げる要件を全て満たす保護者となります。

- (1) 申請時点に、対象児童生徒が川西市内に住所を有していること。
- (2) 対象児童生徒が川西市立小中学校に在籍しており、かつ、指導要録上の出席扱いを認定されていること。
- (3) 他の地方公共団体等から、同種の補助金の交付及び免除制度を受けていないこと。

3 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（授業料、施設利用料）とします。

4 交付申請期間等

申請区分	交付申請・実績報告期間	補助金請求書提出締切	補助金交付予定時期
【第1期】 令和8年4月1日～ 9月30日利用分	令和8年9月1日～ 10月30日	令和8年 11月20日まで	令和8年11月 ～ 令和9年1月
【第2期】 令和8年10月1日～ 令和9年3月31日利用分	令和8年10月1日～ 令和9年2月26日	令和9年 3月23日まで	令和9年 4月～5月

5 補助金額

対象経費の総額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、端数切り捨て）とし、対象児童生徒1人につき1か月10,000円を上限とします。

6 申請手続き

交付申請期間中に、次の(1)～(3)の書類を、郵送、持参にて教育総務課へご提出ください。
申請書類の作成にあたっては、誤りのないようご注意ください。

- (1) 補助金交付申請書 ※第1期、第2期ごと
- (2) 対象期間に係るフリースクール等の利用に関する契約内容等が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

7 交付決定

申請書類をもとにその内容を審査し、適当であると認めた場合に交付決定通知書を送付します。

なお、申請書類に記載誤り等があった場合、状況に応じて修正を依頼することや、市が修正等をおこなうことがあります。

8 実績報告

補助金等交付決定通知書が届きましたら、実績報告期間中に、次の(1)～(3)の書類を、第1期、第2期ごとに郵送、持参にて教育総務課へご提出ください。

- (1) 実績報告書
- (2) 対象期間に係るフリースクール等の利用料支払が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

9 補助金確定・

実績報告の内容を審査し、適当であると認めた場合に、補助金等確定通知書を送付します。

補助金請求書提出締切までに、次の(1)、(2)の書類を、郵送、持参にて教育総務課へご提出ください。

- (1) 補助金等請求書
- (2) 申請者（保護者）名義の銀行口座の通帳もしくはキャッシュカードの写し

10 その他

- (1) 申請内容に変更が生じた場合には、すみやかに教育総務課へ連絡してください。
- (2) (例：転居、転校、フリースクールの変更 等)
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合やその他市長が不相当と認めた場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
- (4) 補助金の交付等に当たり、対象となる児童生徒等に係る情報について、在籍する学校やフリースクール等と必要に応じて情報共有をおこなうことがあります。

【問合せ・申請書類提出先】

川西市教育委員会事務局 教育推進部 教育総務課

〒666-8501 川西市中央町1-2番1号 川西市役所3階2番窓口

TEL：072-740-1256